

反社会的勢力に対する基本方針

パークレイズ投信投資顧問株式会社

(目的)

第1条 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、断固として、反社会的勢力との関係を遮断し、排除することを目的とし、実施にあたって適正な業務運営を確保できるよう、反社会的勢力への対応にあたり必要な事項を記載した本基本方針を定めるものとする。

(定義)

第2条 反社会的勢力とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。

2 前項の集団又は個人とは、以下に掲げる属性要件に該当するもの並びに暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求などの行為要件に該当するものも含むものとする。

- (1) 暴力団及びその構成員、準構成員
- (2) 暴力団関係企業及びその役員、従業員
- (3) 企業から株主配当以外の不当な利益を要求する団体及び個人（総会屋等）
- (4) 社会運動を標榜して不当な利益・行為を要求する団体及びその構成員

(対応部署の設置)

第3条 当社における反社会的勢力への対応を総括する者は、代表取締役とする。

(管理態勢の整備)

第4条 反社会的勢力に対応する者である代表取締役は、反社会的勢力による被害を防止する為に、以下に掲げる対応を行うことにより、管理態勢を構築するものとする。

- (1) 反社会的勢力からの不当要求が発生した際に、発生部門から代表取締役に対して速やかに報告・相談し、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察への通報がなされる態勢を構築する。
 - (2) 前号の報告・相談に基づき、実際に担当する担当者の安全の確保を最優先し、発生部門に対して適切な対応を指示するなどの態勢を構築する。
 - (3) 反社会的勢力に関して得た情報をデータベースとして取引先や株主の属性判断の際に活用できる態勢を構築する。
 - (4) 所轄警察担当係及び加盟暴力追放運動推進センター・顧問弁護士と連携態勢を構築する。
- 2 前項の態勢を適正に実施するために、役職員に対して研修を実施するなど、反社会

的勢力への対応の必要性および方法につき周知するものとする。

(対応措置)

- 第5条 反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、当該事項が判明した時点で、いかなる理由であれ反社会的勢力への資金提供を行わないものとする。
- 2 前項の関係が判明した場合において、可能な限り速やかに関係を解消できるよう、以下の措置を講じておくものとする。
- 契約書や取引約款に可能な限り暴力団排除条項を導入し、反社会的勢力が取引先となることを防止すること。

(報告・届出体制)

- 第6条 反社会的勢力からの不当要求がなされた場合は、個別の事案に応じて以下へ報告・相談を行い、必要な対応を行うものとする。
- (1) 代表取締役社長を経由して、その他の経営陣への報告を行い、必要に応じて指示を仰ぐこと。
- (2) 所轄警察担当係又は加盟暴力追放運動推進センター・顧問弁護士に相談すること。
- 2 前項に掲げる報告・相談を行う際は、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずることも考慮し、特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うものとする。

(事実関係の調査)

- 第7条 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、代表取締役が、速やかに事実関係を調査するよう指示するものとする。

(周知徹底)

- 第8条 反社会的勢力による被害の防止が適切に行われるために、コンプライアンス部が、役職員に対して周知徹底を行うものとする。
- 2 コンプライアンス部は周知徹底に際して、対象となる担当役職員が以下の事項について正確な認識をすることができるように留意して行うものとする。
- (1) 反社会的勢力から不当要求に際しての報告体制
- (2) 反社会的勢力から不当要求に際しての対応態勢
- (3) その他反社会的勢力による被害を防止するにあたって必要となる事項
- 3 担当役職員に対しての周知徹底方法は以下の方法によるものとする。
- (1) 社内研修等の実施
- (2) 文書、メール等により、社内規則の内容を通知
- (3) その他コンプライアンス部が定める方法

(反社会的勢力に対する被害の防止に係る業務の検証)

第9条 本基本方針に係る業務について、代表取締役社長は、以下に定める確認を行うよう指示するものとする。

- (1) 反社会的勢力からの不当要求に際しての対応措置が整備されているか
- (2) 反社会的勢力からの不当要求に際しての報告・相談体制が整備されているか

付 則

本基本方針は、平成20年9月19日から施行する。

付 則

この改正は、平成25年11月29日より施行する。

(改正内容)

規程管理規程別紙読替え表に基づき当社の社名、部署名等の読替えを反映した。

付 則

この改正は、平成27年8月1日より施行する。

(改正内容)

平成27年8月1日付でコンプライアンス本部を廃止することに伴い、所要の変更を行った。